

株 道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書

道府県民税株式等譲渡所得割  
特別徴収税額計算書

区分	支払金額	税額
61 特定株式等譲渡所得金額		
課税(a)	11	117
還付税額(b)	12	138
非課税等(c)	13	157
計(a)-(b)+(c)	14	167

1枚目

大阪府 知事殿

所在地及び名称

令和 年 分 中途 月 分

特別徴収義務者

11 法人番号 23

24 旧法人番号 36

(所属) (電話) (担当者)

処理事項 00980-3-960090 大阪府会計管理者

支払金額 01

税額 02

(延滞金) 03

納入金額合計 04

課税事務所 大阪府なにわ北府税事務所

(取りまとめ店) りそな銀行大阪公務部

(取りまとめ局) 大阪貯金事務センター (〒539-8794)

上記のとおり株式等譲渡所得割の納入について申告します。

(都道府県保管)

★印刷はA4用紙で、拡大・縮小はせず、「実際のサイズ」を選択して印刷してください。

★点線で切り離し、4枚1組でご使用ください。  
(1枚目と2枚目は、様式の左上部をホッチキスなどで接合してください)

【令和 年分 中途 月分】  
道府県民税株式等譲渡所得割が課される特定株式等譲渡所得金額の生じた年を記載してください。ただし、年の中途において源泉徴収選択口座の廃止届出書の提出等があった場合には、特定株式等譲渡所得金額の生じた年を記載するとともに、「中途」を○で囲み、「月分」の欄には、当該提出等のあった日の属する月を記載してください。

本来の利払月が「平成」の場合は、「令和」部分を2重線で消し、「平成」へ訂正した上で、ご使用ください。

【課税】  
道府県民税株式等譲渡所得割が課される特定株式等譲渡所得金額を「支払金額」の項に、その「支払金額」の項に記載した金額について特別徴収した府民税株式等譲渡所得割を「税額」の項にそれぞれ記載してください。

【還付税額】  
「税額」の項には、源泉徴収選択口座内通算所得金額が同直前通算所得金額に満たないことにより還付した税額を記載してください。また、同欄の「支払金額」の項には、同還付した税額に対応する支払金額を記載してください。

【非課税等】  
府民税株式等譲渡所得割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載してください。

【金額一致欄】  
左欄「11」-「12」支払金額=右欄「01」  
「非課税等」分の支払額は含めないでください。(左欄「13」)  
左欄「11」-「12」税額=右欄「02」  
左側「14」税額=右欄「04」

株 道府県民税株式等譲渡所得割納入済通知書 (公)

道府県民税株式等譲渡所得割  
特別徴収税額計算書 (写)

区分	支払金額	税額
61 特定株式等譲渡所得金額		
課税(a)	11	117
還付税額(b)	12	138
非課税等(c)	13	157
計(a)-(b)+(c)	14	167

2枚目

大阪府

所在地及び名称

令和 年 分 中途 月 分

特別徴収義務者

11 法人番号 23

24 旧法人番号 36

(所属) (電話) (担当者)

処理事項 00980-3-960090 大阪府会計管理者

支払金額 01

税額 02

延滞金 03

納入金額合計 04

課税事務所 大阪府なにわ北府税事務所

取りまとめ店 りそな銀行大阪公務部

取りまとめ局 大阪貯金事務センター (〒539-8794)

上記のとおり通知します。

(都道府県保管)

株 道府県民税株式等譲渡所得割納入書

公

大阪府 所在地及び名称

令和  年分 中途  月分

令和  年  月  日提出

法人番号

旧法人番号

特別徴収義務者 (所属) (電話) (担当者)

口座番号 加入者名

処理事項 00980-3-960090 大阪府会計管理者

支払金額	01																			
納税額	02																			
延滞金	03																			
合計	04																			

上記のとおり納入します。

※印は郵便局において使用する欄です。

(金融機関又は郵便局保管)

領収日付印

3枚目

株 道府県民税株式等譲渡所得割領収証書

公

道府県民税株式等譲渡所得割  
特別徴収税額計算書 (写)

区分	支払金額	税額
61 特定株式等譲渡所得金額	108	117 118
106 107 課税(a)	11	137 138
12 還付税額(b)	128	157
13 非課税等(c)	148	
計(a)-(b)+(c)	158	167 168

摘要

178 185

4枚目

大阪府 所在地及び名称

令和  年分 中途  月分

令和  年  月  日提出

法人番号

旧法人番号

特別徴収義務者 (所属) (電話) (担当者)

口座番号 加入者名

処理事項 00980-3-960090 大阪府会計管理者

支払金額	01																			
納税額	02																			
延滞金	03																			
合計	04																			

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

領収日付印

## 納入申告書記載要領

- 1 「令和 年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合には、「中途」を○で囲み、「 月分」欄には、同項各号に掲げる事実の生じた日の属する月を記載すること。
- 2 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 3 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 4 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 5 「支払金額」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額を記載すること。
- 6 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。
- 7 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 8 「課税事務所」及び「（取りまとめ店）」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 9 「口座番号」、「加入者名」及び「（取りまとめ局）」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

## 特別徴収税額計算書記載要領

- 1 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法第71条の51第3項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、同還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 2 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、株式等譲渡所得割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。